

現場代理人の常駐義務緩和措置の一部改定について

このたび、建設業法施行令の一部が改正されたことから、草津市が発注する建設工事において、受注者により配置される現場代理人が、他の工事を兼務することができる要件を下記のとおりといたします。

記

1 対象工事

請負金額が 4, 500万円未満の工事の現場代理人を3件まで兼務を認めます。

2 改定内容

現場代理人が他の工事を兼務できる請負金額の額を「4, 000万円未満」から「4, 500万円未満」に引き上げます。

3 提出書類

現場代理人の兼務を希望する受注者は「現場代理人兼務届」を、契約締結時に提出するものとします。

4 緩和条件

- (1) 当該発注工事を含め、兼務する工事が3件までであること。
- (2) 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締等が困難なものでないこと。
- (4) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

5 緩和の対象外、解除について

- (1) 工事発注段階において、上記の緩和条件に該当しない工事については、請負金額に関わらず、現場代理人の緩和の対象としません。
- (2) 兼務配置とした工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合、市は兼務配置の解除をするものとし、理由を付した書面による通知をします。
- (3) 本取扱において兼務配置とした工事が、その後の契約変更（増額変更）により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取り扱いを適用します。
- (4) 兼務配置の対象とならなかった工事が、その後の契約変更（減額）により条件を満たした場合は対象としません。

6 適用日

令和7年2月1日以降に入札公告・通知を行う案件から適用します。